

トランプ大統領、中国知的財産権問題に関する大統領覚書に署名

2017年8月15日

JETRO NY 知財部

柳澤、笠原

現地時間 14 日午後、トランプ大統領は中国の知的財産権侵害等に関する大統領覚書 (Presidential Memorandum) ¹に署名した。

この覚書は、米国通商代表 (USTR) に対し、中国の法律、政策等が不合理又は差別的であり、米国の知的財産権・イノベーション・技術開発に害をなすかについて調査を行うか否かを、1974 年通商法 302 条 (b) ²に基づいて決定するよう指示するもの。

大統領覚書の概要は以下の通り。

大統領覚書の概要

- 知的財産権の侵害や不公正な技術移転は、企業が国際市場において公正に競争する能力を損ねるため、米国企業にとって潜在的な脅威である。
- 中国は、知的財産権・イノベーション・技術に関する法律、政策等を通じて、中国の企業に米国の技術や知的財産を移転することを促進・要求しており、米国の経済利益に悪影響を与えている。
- これらの法律、政策等は、米国の輸出を阻害し、米国市民からイノベーションによる公正な対価を奪い、米国の雇用を中国の労働者に移転し、米国の対中貿易赤字を促進し、米国の製造業・サービス業・イノベーションを蝕んでいる。
- 米国通商代表は、中国の法律、政策等が不合理・差別的であり、米国の知的財産権・イノベーション・技術開発に害をなすかについて調査を行うか否かを、1974 年通商法 302 条 (b) に基づいて決定しなければならない。

以上

¹ <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/08/14/presidential-memorandum-united-states-trade-representative>

² 米国通商代表が通商法 301 条による職権調査を発動する場合の手続を定めた規定。